

中央家畜衛生通信

第96号 令和3年10月発行 岩手県中央家畜保健衛生所・岩手県中央家畜衛生協議会

目 次

- 牛の飼養衛生管理マニュアルの作成について …… 1
- 高病原性鳥インフルエンザの侵入防止対策を徹底しましょう …… 2
- 薬剤耐性菌への対策 ～抗菌剤を慎重に使用しましょう～ …… 3

牛の飼養衛生管理マニュアルの作成について

大家畜課

家畜伝染病の予防には日々の衛生管理が大切です。

平成16年に家畜の飼養衛生管理の「基準」が法律で制定され、家畜を飼養するすべての農場での実施が義務付けられました。その後、平成22年の牛や豚の口蹄疫、家きんの高病原性鳥インフルエンザ、近年の豚熱などの家畜伝染病が度々発生し、対象となった農場や地域すべての家畜がまん延防止のために処分されてきました。

発生農場における詳しい疫学調査結果を踏まえ、この基準は幾度も見直され、昨年の改正で内容は大幅に強化されました。

一方で、その基準に沿って今回とりまとめた令和3年の当所管内における牛の飼養衛生管理状況の報告では、車両消毒（30%）、専用衣服・長靴準備（24%）、畜舎入口での靴消毒（44%）、記録の作成（26%）などの遵守率が低く、家畜伝染病への備えが十分といえない状況が浮き彫りになりました。宮崎県の口蹄疫のまん延には人や車両の動きが関与していたといわれています。

すべての農場は、飼養衛生管理マニュアルを令和4年2月までに作成することが義務付けられています。マニュアル化により、各農場に合わせた一定水準以上の衛生管理を、飼養衛生管理者だけでなく、従事するすべての家族、従業員や関係者が実践することが期待されます。

今回、牛版のマニュアル例を、中・大規模農場向けと、小規模農場向けに作成し、ホームページに掲載しました。基準に併せた車両消毒、長靴、衣類や畜舎の消毒などの具体的方法を「見える化」できるように取りまとめたので御覧ください。

農林水産省のホームページも併せて確認いただき、大切な家畜を守るため、農場ごとのマニュアルを整備し、実践していただくようお願いいたします。

不明な点がありましたら、担当まで御相談ください。

岩手県中央家畜保健衛生所 HP のアドレスはコチラ



<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nougyou/desaki/chuuou/index.html>

農林水産省 HP アドレスはコチラ



https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/

10月1日から飼養衛生管理基準の中の大規模所有者が講ずる措置が変わりました！

昨年の通報ルールに加え、**畜舎ごと**に担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の牛舎を担当する場合には、飼養衛生管理を行う牛の頭数の合計が、**成牛の場合は二百頭、育成牛の場合は三千頭**を超えないこと）とされました。

詳しくは、大規模農場巡回の際にご説明いたします。

但し、牛については **R4年** 10月1日施行です。



高病原性鳥インフルエンザの侵入防止対策を徹底しましょう！

中小家畜課

昨シーズン（2020年度）は、2年10か月ぶりに国内において家きんの高病原性鳥インフルエンザが発生しました。18県で52事例が確認され、殺処分羽数は過去最多の約987万羽でした。初発が過去最も早い11月であったこと、100万羽を超える大規模農場で複数発生したこと等が、過去最多の殺処分数となった原因と考えられています。

発生農場では、長靴を交換していない、家きん舎の破損により野生動物が侵入した可能性がある等、明らかに外部からウイルスが持込まれた可能性が示唆された事例が散見され、又、家きん舎に明確な破損はないものの、ネズミ等の小型野生動物が侵入した可能性がある事例も認められたことから、環境中のウイルスを持込まない対策が重要であることが再確認されました。

ウイルスを持込まないためには、特に「人、車両、野生動物を介したウイルスの農場内及び家きん舎内への侵入防止」が重要です。そこで当所では、以下の①から④の指導を再徹底するとともに、巡回時には図に示す看板を配布し、衛生管理区域に入場する人の目に届く場所に掲示することで、農場従事者のみならず、農場を訪問するすべての関係者に対し、注意を促すよう助言しています。

① 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業員等への周知徹底

② 家きん舎に立入る者の手指消毒

③ 家きん舎ごとの専用靴の設置及び使用並びに履替え時の交差汚染防止

④ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（防鳥ネット：網目2cm以下）



昨シーズン国内で流行したウイルス株は、ヨーロッパ由来であることが判明しています。ヨーロッパでは今年に入っても継続的に発生が確認されていることから、今シーズンも国内への侵入が懸念されます。引き続き、飼養衛生管理基準の遵守、異常家きん等の早期発見・通報等、防疫対策の徹底をお願いします。

薬剤耐性菌への対策 ～抗菌剤を慎重に使用しましょう～

病性鑑定課

1 背景

- ✓ 抗菌剤は家畜の健康を守り、安全な食品を安定的に生産するための重要な資材です。
- ✓ 抗菌剤を家畜の病気の治療に使うと、薬剤耐性菌が生き残って増えることがあり、抗菌剤の効きが悪くなることがあります。
- ✓ また、薬剤耐性菌が食品などを介して人に感染した場合、人の病気の治療に使う抗菌剤が、十分に効かなくなる可能性があります。
- ✓ そのため、関係者が連携して抗菌剤の慎重使用に取り組む必要があります

2 県内の薬剤耐性菌の事例

以下のように、県内でも薬剤耐性菌の事例が確認されています。

【事例1】薬剤耐性遺伝子を保有する多剤耐性の *Mannheimia haemolytica* (Mh)

和牛繁殖農場の育成牛群において、呼吸器病が流行。死亡子牛の諸臓器及び同居子牛鼻腔スワブから Mh が分離され、牛マンヘミア症と診断されました。分離された Mh は 6 種の薬剤に耐性を示しており、複数の薬剤耐性遺伝子を保有していました。当農場では子牛導入が多く、疾病の発生も多く、予防的投与も含めて

抗生剤の使用量が多かったことから、薬剤耐性菌が選択されやすい環境にあると推察されました。

【事例2】第二次選択薬を含む多剤耐性の大腸菌

和牛繁殖農場の哺育牛の下痢が流行し、重症化して死亡する例が相次ぎました。病性鑑定の結果、牛ロタウイルス病、牛大腸菌症及びクリプトスポリジウム症と診断されました。分離された大腸菌は人医療でも重要性が高い第3世代セファロスポリン系薬のセフォタキシムを含む複数の薬剤に耐性を示していました。その後、対策により下痢の流行は一時収束したものの、重症例の再発がみられました。

3 慎重使用の具体的な取組

薬剤耐性菌を抑えるためにも、関係者（獣医師、生産者、動物用医薬品販売業者等）が連携し、以下について取組をお願いします。

① 適切な飼養環境による家畜の健康維持とワクチンの活用による感染症の予防

⇒ 感染症の予防が薬剤耐性菌を抑えるために極めて重要です。

② 原因菌を特定と適した治療方針の決定

⇒ 過去発生歴、原因菌及び個々の農場の薬剤耐性傾向を確認し治療を進めましょう。

③ 原因菌に有効な抗菌剤を選択

⇒ 薬剤感受性試験による有効薬剤の選択、フルオロキノロンなどの第二次選択薬は、第一次選択薬が無効の場合のみ使用しましょう。

④ 薬剤耐性菌に関する情報を関係者間で共有

※ 右記 QR コードに農林水産省 HP の薬剤耐性菌対策の動画紹介があります。



ねまろー



そばっち



アマビエ

< お問い合わせ先 >

○岩手県中央家畜保健衛生所

電話：019-688-4111 / FAX：019-688-4012

ホームページ：http://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nougyou/desaki/chuuou/index.html

または「岩手県中央家畜」で検索してください

○沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター

電話：0193-64-2214 / FAX：0193-64-5631

○岩手県中央家畜衛生協議会

電話・FAX：019-688-4015

